

3 人事委員会の報告について

(1) 職員の競争試験及び選考の状況

ア 競争試験

(ア) 採用試験

a 試験実施概要

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
大学卒業程度試験	行政・心理・児童福祉・食品衛生・農業・林業・水産・畜産・総合土木・建築・化学・電気・警察事務・少年補導	昭和53年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者 平成元年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は平成23年3月31日までに卒業見込みの者	5月11日から6月4日まで	6月27日	8月8日から8月11日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分 個別面接 (行政)	人物試験 個別面接 集団討論 (行政) 論文試験 適性検査 筆記実技 (建築)
高校卒業程度試験	一般事務・総合土木・学校事務(出雲)・学校事務(石見)・学校事務(隠岐)・警察事務	(学校事務) 昭和56年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者 (学校事務を除く試験区分) 平成元年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者	8月2日から9月3日まで	9月26日	10月24日から10月26日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分 (総合土木)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
資格免許職試験	保健師	昭和56年4月2日以降生まれた者で、保健師の免許を有するもの(取得見込みの者を含む)	8月2日から9月3日まで	9月26日	10月24日から10月26日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
	臨床検査技師	昭和57年4月2日以降に生まれた者で、臨床検査技師の免許を有するもの(取得見込みの者を含む)	同上	同上	同上	同上	同上

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
資格免許 職試験	診療放射線技師	昭和57年4月2日以降に生まれた者で、診療放射線技師の免許を有するもの(取得見込みの者を含む)	同上	同上	同上	同上	同上
	歯科衛生士	昭和58年4月2日以降に生まれた者で、歯科衛生士の免許を有するもの(取得見込みの者を含む)	同上	同上	同上	同上	同上
	司書	昭和58年4月2日以降に生まれた者で、司書の資格を有するもの(取得見込みの者を含む)	同上	同上	同上	同上	同上
経験者採用試験	行政	昭和50年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者	9月10日から10月15日まで	11月14日	12月11日	教養試験 五肢択一式 40問 120分 論文試験	人物試験 個別面接 適性検査
地区別採用試験	一般事務(石見地区)・ 一般事務(隠岐地区)	昭和50年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者	9月10日から10月15日まで	11月14日	12月11日	教養試験 五肢択一式 40問 120分 作文試験	人物試験 個別面接 適性検査
警察官 (10月採用・大学卒)試験	警察官	昭和51年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた男性で、学校教育法による大学を卒業したもの(9月30日までに卒業見込みの者を含む)	3月15日から4月15日まで	5月9日	6月20日から6月22日まで	教養試験 五肢択一式 50問 150分 身体・体力検査	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
警察官 (10月採用・大学卒)試験	警察官	昭和63年4月2日以降に生まれた男性で、大学を卒業した者 (9月30日までに卒業見込みの者を含む)					
警察官 (大学卒)試験	警察官	(男性・女性) 昭和52年4月2日から平成元年4月1日まで に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業したもの(卒業見込みの者を含む) 平成元年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業した者(卒業見込みの者を含む) (武道A) 次のア又はイに該当し、かつ次のウに該当する者 ア 昭和59年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた男性で、学校教育法による大学を卒業したもの(卒業見込みの者を含む) イ 平成元年4月2日以降に生まれた男性で、大学を卒業した者(卒業見込みの者を含む) ウ 柔道又は剣道の段位3段以上の者	5月7日から6月11日まで	7月11日	8月22日から8月25日まで	教養試験 五肢択一式 50問 150分 身体・体力検査 (武道Aは身体検査のみ)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 専門実技試験 (武道A)

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
警察官 (高校卒業程度) 試験	警察官	<p>(男性・女性) 昭和52年4月2日から平成5年4月1日まで に生まれた者 (ただし、学校教育法による大学を卒業した者及び卒業見込みの者を除く) (武道B) 次のア及びイのいずれにも該当する者 ア 昭和59年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた男性(ただし、学校教育法による大学を卒業した者及び卒業見込みの者を除く) イ 柔道又は剣道の段位3段以上の者(柔道は、平成23年3月31日までに高校卒業見込みの者に限り、段位2段以上)</p>	8月2日から9月3日まで	9月19日	10月31日から11月1日まで	<p>教養試験 五肢択一式 50問 120分 身体・体力検査 (武道Bは身体検査のみ)</p>	<p>人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 専門実技試験 (武道B)</p>

b 試験実施結果

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				第2次試験受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 H23. 5. 1現在			
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		計	大学卒	短大卒	高校卒		その他	計	大学卒	短大卒				高校卒	その他	計
大	行政	26	男女計	251	186		3	189	75.3%	43			43	43	14			14	7.4%	13.5	11			
				122	90		1	1	92	75.4%	23			23	22	15			15	16.3%	6.1	15		
				373	276		1	4	281	75.3%	66			66	65	29			29	10.3%	9.7	26		
	心理	2	男女計	5	4			4	80.0%	1			1	1	1			1	25.0%	4.0	1			
				23	18			18	78.3%	6			6	6	1			1	5.6%	18.0	1			
				28	22			22	78.6%	7			7	7	2			2	9.1%	11.0	2			
	児童福祉	3	男女計	4	4			4	100.0%	2			2	1	1			1	25.0%	4.0	1			
				8	7			7	87.5%	3			3	2	2			2	28.6%	3.5	1			
				12	11			11	91.7%	5			5	3	3			3	27.3%	3.7	2			
	食品衛生	2	男女計	4	3			3	75.0%	2			2	2	2			2	66.7%	1.5	2			
9				6			6	66.7%	4			4	4	1			1	16.7%	6.0	1				
			13	9			9	69.2%	6			6	6	3			3	33.3%	3.0	3				
農業	10	男女計	32	20			20	62.5%	16			16	15	5			5	25.0%	4.0	5				
			13	12			12	92.3%	9			9	9	5			5	41.7%	2.4	5				
			45	32			32	71.1%	25			25	24	10			10	31.3%	3.2	10				
卒	畜産	1	男女計	4	4			4	100.0%	4			4	4	1			1	25.0%	4.0	1			
				4	4			4	100.0%	4			4	4	1			1	25.0%	4.0	1			
	林業	3	男女計	12	7			7	58.3%	3			3	3	2			2	28.6%	3.5	2			
				3	2			2	66.7%	2			2	2	1			1	50.0%	2.0	1			
				15	9			9	60.0%	5			5	5	3			3	33.3%	3.0	3			
	水産	2	男女計	20	14			14	70.0%	7			7	7	2			2	14.3%	7.0	2			
				2	2			2	100.0%	0			0					2						
				22	16			16	72.7%	7			7	7	2			2	12.5%	8.0	2			
	総合土木	10	男女計	65	41		3	44	67.7%	21		1	22	20	9			10	22.7%	4.4	10			
				8	5			5	62.5%	3			3	3	2			2	40.0%	2.5	2			
			73	46		3	49	67.1%	24		1	25	23	11			1	12	24.5%	4.1	12			
建築	2	男女計	12	5		1	6	50.0%	3		1	4	4				0	0.0%		1				
			6	3			3	50.0%	3			3	3	2			2	66.7%	1.5	1				
			18	8		1	9	50.0%	6		1	7	7	2			2	22.2%	4.5	1				
化学	6	男女計	39	30		1	31	79.5%	13			13	13	6			6	19.4%	5.2	5				
			14	12		1	12	85.7%	2			2	2				0	0.0%						
			53	42		1	43	81.1%	15			15	15	6			6	14.0%	7.2	5				
電気	1	男女計	13	8		1	9	69.2%	5		1	6	5	1			1	11.1%	9.0	1				
			2	2			2	100.0%	2			2	0				1							
			15	10		1	11	73.3%	5		1	6	5	1			1	9.1%	11.0	1				
警察事務	3	男女計	30	25			25	83.3%	9			9	8	3			3	12.0%	8.3	3				
			25	21			21	84.0%	1			1	1	1			1	4.8%	21.0	1				
			55	46			46	83.6%	10			10	9	4			4	8.7%	11.5	4				
少年補導	1	男女計	3	1			1	33.3%	1			1	1				0	0.0%		1				
			1	1			1	100.0%	1			1	1	1			1	100.0%	1.0	1				
			4	2			2	50.0%	2			2	2	1			1	50.0%	2.0	1				
合	計	72	男女計	490	348	0	2	7	357	72.9%	126	0	1	2	129	123	46	0	0	1	47	13.2%	7.6	43
				240	185	0	1	1	187	77.9%	61	0	0	0	61	59	32	0	0	0	32	17.1%	5.8	30
				730	533	0	3	8	544	74.5%	187	0	1	2	190	182	78	0	0	1	79	14.5%	6.9	73

第1次試験：6月27日 第2次試験：8月8日～11日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数 (A)	受験者数 (B)					受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)					第2次試験受験者数	最終合格者数 (D)					最終合格率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 H23. 5. 1現在
					大学卒	短大卒	高校卒	その他	計		大学卒	短大卒	高校卒	その他	計		大学卒	短大卒	高校卒	その他	計			
高校卒業程度	一般事務	5	男	30		1	16	10	27	90.0%		1	2	5	8	7			1	1	2	7.4%	13.5	1
			女	21		11	6	3	20	95.2%		1	4	1	6	6		1	1	1	3	15.0%	6.7	2
			計	51		12	22	13	47	92.2%		2	6	6	14	13		1	2	2	5	10.6%	9.4	3
	総合土木	3	男	9			4	5	9	100.0%			1	5	6	6				2	2	22.2%	4.5	2
			女	3			3	3	3	100.0%				2	2	2				1	1	33.3%	3.0	1
	計	12				4	8	12	100.0%			1	7	8	8				3	3	25.0%	4.0	3	
	学校事務 (出雲地区)	13	男	123	60	3	18	27	108	87.8%	19	1	3	6	29	28	5		1	1	7	6.5%	15.4	5
女			99	42	29	6	6	83	83.8%	4	2		1	7	7	3	2		1	6	7.2%	13.8	6	
計	222	102	32	24	33	191	86.0%	23	3	3	7	36	35	8	2	1	2	13	6.8%	14.7	11			
学校事務 (石見地区)	3	男	24	13	1	3	3	20	83.3%	5				5	4	3				3	15.0%	6.7	1	
		女	18	11	2	3		16	88.9%	3				3	3					0	0.0%			
計	42	24	3	6	3	36	85.7%	8				8	7	3				3	8.3%	12.0	1			
学校事務 (隠岐地区)	1	男	5	3		1		4	80.0%	3		1		4	2					0	0.0%			
		女	3	1	2		3	100.0%	1	1			2	2		1			1	33.3%	3.0	1		
計	8	4	2	1		7	87.5%	4	1	1		6	4		1			1	14.3%	7.0	1			
警察事務	1	男	3			1	2	3	100.0%			1	2	3	3					0	0.0%			
		女	7		3	1	3	7	100.0%		1		2	3	3				1	1	14.3%	7.0	1	
計	10		3	2	5	10	100.0%		1	1	4	6	6	6				1	1	10.0%	10.0	1		
合計	26	男	194	76	5	43	47	171	88.1%	27	2	8	18	55	50	8	0	2	4	14	8.2%	12.2	9	
		女	151	54	47	16	15	132	87.4%	8	5	4	6	23	23	3	4	1	4	12	9.1%	11.0	11	
		計	345	130	52	59	62	303	87.8%	35	7	12	24	78	73	11	4	3	8	26	8.6%	11.7	20	

第1次試験：9月26日 第2次試験：10月24日～10月26日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数 (A)	受験者数 (B)					受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)					第2次試験受験者数	最終合格者数 (D)					最終合格率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 H23. 5. 1現在
					大学卒	短大卒	高校卒	その他	計		大学卒	短大卒	高校卒	その他	計		大学卒	短大卒	高校卒	その他	計			
経験者	行政	5	男	104	63	2	2	2	69	66.3%	16		1		17	15	3				3	4.3%	23.0	3
			女	38	24	1	2	3	30	78.9%	8				8	7	3				3	10.0%	10.0	3
			計	142	87	3	4	5	99	69.7%	24		1		25	22	6				6	6.1%	16.5	6

第1次試験：11月14日 第2次試験：12月11日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数 (A)	受験者数 (B)					受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)					第2次試験受験者数	最終合格者数 (D)					最終合格率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 H23. 5. 1現在
					大学卒	短大卒	高校卒	その他	計		大学卒	短大卒	高校卒	その他	計		大学卒	短大卒	高校卒	その他	計			
地区別	一般事務 (石見地区)	3	男	74	36	2	1	8	47	63.5%	10	1		2	13	11	2			2	4.3%	23.5	2	
			女	18	8	2	2	12	66.7%	3				3	2	1			1	8.3%	12.0	1		
	計	92	44	4	3	8	59	64.1%	13	1		2	16	13	3			3	5.1%	19.7	3			
一般事務 (隠岐地区)	2	男	15	3			3	6	40.0%	3			2	5	2				0	0.0%				
		女	8	4	1	1	1	7	87.5%	4	1		1	6	5	2			2	28.6%	3.5	2		
計	23	7	1	1	4	13	56.5%	7	1		3	11	7	2				2	15.4%	6.5	2			
合計	5	男	89	39	2	1	11	53	59.6%	13	1	0	4	18	13	2	0	0	0	2	3.8%	26.5	2	
		女	26	12	3	3	1	19	73.1%	7	1	0	1	9	7	3	0	0	0	3	15.8%	6.3	3	
計	115	51	5	4	12	72	62.6%	20	2	0	5	27	20	5	0	0	0	5	6.9%	14.4	5			

第1次試験：11月14日 第2次試験：12月11日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数 (A)	受験者数 (B)					受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)					第2次試験受験者数	最終合格者数 (D)					最終合格率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 H23. 5. 1現在
					大学卒	短大卒	高校卒	その他	計		大学卒	短大卒	高校卒	その他	計		大学卒	短大卒	高校卒	その他	計			
資格免許職	司書	2	男	5	3	2			5	100.0%	1				1	1	1			1	20.0%	5.0	1	
			女	43	25	9			34	79.1%	6				6	5	1			1	2.9%	34.0	1	
	計	48	28	11			39	81.3%	7				7	6	2			2	5.1%	19.5	2			
	臨床検査技師	2	男	3	3				3	100.0%	2				2	2	1			1	33.3%	3.0	1	
			女	7	5	1		1	7	100.0%	3	1		1	5	4		1		1	14.3%	7.0	1	
	計	10	8	1		1	10	100.0%	5	1		1	7	6	1	1			2	20.0%	5.0	1		
歯科衛生士	1	男	7	2	1		4	7	100.0%	2	1		3	6	5				1	14.3%	7.0	1		
		女	7	2	1		4	7	100.0%	2	1		3	6	5				1	14.3%	7.0	1		
診療放射線技師	1	男	6	5			1	6	100.0%	2				2	2				0	0.0%				
		女	4	3			3	75.0%	4				4	2	1				1	33.3%	3.0	1		
計	10	8			1	9	90.0%	6				6	4	1				1	11.1%	9.0	1			
保健師	5	男	1	1				1	100.0%					0										
		女	22	16	4			20	90.9%	11	3			14	13	5	1		6	30.0%	3.3	6		
計	23	17	4			21	91.3%	11	3			14	13	5	1			6	28.6%	3.5	6			
合計	11	男	15	12	2	0	1	15	100.0%	5	0	0	0	5	5	2	0	0	0	2	13.3%	7.5	1	
		女	83	51	15	0	5	71	85.5%	26	5	0	4	35	29	7	2	0	1	10	14.1%	7.1	10	
計	98	63	17	0	6	86	87.8%	31	5	0	4	40	34	9	2	0	1	12	14.0%	7.2	11			

第1次試験：9月26日 第2次試験：10月24日～10月26日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数 (A)	受験者数 (B)					受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)					第2次試験受験者数	最終合格者数 (D)					最終合格率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 H23. 5. 1現在
					大学卒	短大卒	高校卒	その他	計		大学卒	短大卒	高校卒	その他	計		大学卒	短大卒	高校卒	その他	計			
警察官	大卒 (10月採用)	25	男	120	85				85	70.8%	67				67	60	25				25	29.4%	3.4	21
		25	女計	120	85				85	70.8%	67				67	60	25				25	29.4%	3.4	21
	大卒	37	男	464	317				317	68.3%	94				94	69	37				37	11.7%	8.6	23
		4	女	80	42				42	52.5%	10				10	8	4				4	9.5%	10.5	4
		41	女計	544	359				359	66.0%	104				104	77	41				41	11.4%	8.8	27
	高卒程度	12	男	136		3	75	37	115	84.6%			23	11	34	33			8	4	12	10.4%	9.6	12
		2	女	20		4	7	4	15	75.0%		2	4	1	7	6			2		2	13.3%	7.5	2
	14	女計	156		7	82	41	130	83.3%		2	27	12	41	39			10	4	14	10.8%	9.3	14	
武道A (大卒)	1	男	5	3				3	60.0%	3				3	3	1				1	33.3%	3.0	1	
	1	女計	5	3				3	60.0%	3				3	3	1				1	33.3%	3.0	1	
武道B (高卒程度)	1	男	2				2	2	100.0%			2		2	2			1		1	50.0%	2.0	1	
	1	女計	2				2	2	100.0%			2		2	2			1		1	50.0%	2.0	1	
合計	76	男	727	405	3	77	37	522	71.8%	161	0	23	11	195	162	63	0	9	4	76	14.6%	6.9	58	
	6	女	100	42	4	7	4	57	57.0%	10	2	4	1	17	14	4	0	2	0	6	10.5%	9.5	6	
	82	女計	827	447	7	84	41	579	70.0%	171	2	27	12	212	176	67	0	11	4	82	14.2%	7.1	64	

大卒試験(10月採用) ……第1次試験：5月9日、第2次試験：6月20日～22日

大卒試験 ……第1次試験：7月11日、第2次試験：8月22日～25日

高卒程度試験 ……第1次試験：9月19日、第2次試験：10月31日～11月1日

武道A試験 ……第1次試験：7月11日、第2次試験：8月21日～22日

武道B試験 ……第1次試験：9月19日、第2次試験：10月30日～31日

(イ) 昇任試験

a 試験実施概要

試験の種類	区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			試験実施通知日	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
警部昇任試験	一般	警部補として勤務した期間が4年以上の者	7月5日	(法学試験) 8月27日 (1次試験) 10月4日	11月15日	(法学試験) 勤務成績等評定 筆記試験3科目 (一次試験) 筆記試験5科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
警部補	一般	巡査部長として勤務した期間が4年(大卒者にあつては2年)以上の者	7月5日	(予備試験) 8月30日 (1次試験) 10月14日	11月19日	(予備試験) 勤務成績等評定 五肢択一式50問 (1次試験) 筆記試験8科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
	専門	巡査部長として勤務した期間が8年以上の者で、年齢40歳以上の者	7月5日	10月14日	11月19日	筆記試験5科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
巡査部長昇任試験	一般	巡査として勤務した期間が4年(大卒者にあつては2年)以上の者	7月5日	(予備試験) 8月31日 (1次試験) 10月15日	11月24日	(予備試験) 勤務成績等評定 五肢択一式50問 (1次試験) 筆記試験8科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
	専門	巡査として勤務した期間が12年(大卒者にあつては8年)以上の者で、年齢35歳以上の者	7月5日	10月15日	11月24日	筆記試験5科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験

b 試験実施結果

試験の種類	区分	申込者数	予備試験			第1次試験			第2次試験合格者数	最終合格率	昇任者数
			受験者数	受験率	合格者数	受験者数	受験率	合格者数			
警部昇任試験	一般	174	174	100.0	78	78	100.0	22	10	12.8	10
警部補昇任試験	一般	※183	※182	99.5	80	106	100.0	40	27	25.5	27
	専門	5	—	—	—	5	100.0	3	2	40.0	2
	計	※188	※182	99.5	80	111	99.1	43	29	26.1	29
巡査部長昇任試験	一般	※250	※247	98.8	84	106	100.0	46	32	30.2	32
	専門	9	—	—	—	9	100.0	5	3	30.0	3
	計	※259	※247	98.8	84	115	100.0	51	35	30.4	35
合計		※621	※603	97.1	242	304	99.7	116	74	24.3	74

(注) ※印は予備試験免除を除く。(警部補予備免除者27名。巡査部長予備免除者22名)

イ 選 考

職員の採用選考及び昇任選考の状況は、(ア)及び(イ)のとおりである。

(ア) 採用選考

a 適用根拠規定状況

規 定		部 局					計
		知 事 部 局	病 院 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	委 員 会 等	
職 員 の 任 用 に 関 す る 規 則	第 7 条 第 1 号・2 号 ・ 8 号 (行政職 3 級以上・公安職 4 級以上)	12 ^人 (12)	— ^人	3 ^人 (1)	17 ^人 (17)	1 ^人 (1)	33 ^人 (31)
	第 3 号 (海事職)	—	—	—	—	—	—
	第 4 号 (研究職の 2 級以上)	—	—	—	—	—	—
	第 5 号～7 号 、 9～11 号 (医療職)	11	1	—	—	—	12
第 7 条 第 5 号 (他の地方公共団体又は国の在 職者)	3 (3)	—	—	5 (5)	—	8 (8)	
第 7 条 第 6 号 (かつて職員であった者)	—	—	—	—	—	—	
第 7 条 第 7 号・8 号 (競争試験を行うことが不適当 な職)	—	—	—	—	—	—	
地方公共団体の一般職の任期付職 員の採用に関する法律第 3 条		1	—	—	—	—	1
地方公共団体の一般職の任期付研 究員の採用等に関する法律第 3 条		—	—	—	—	—	—
合 計		27 (15)	1	3 (1)	22 (22)	1 (1)	54 (39)

(注) () 内は割愛採用で、内数である。

b 職種別状況

部 局		知事部局	病 院 局	教育委員会	警察本部	委員会等	計
職 種							
行 政 職	部・次長級	1		2		1	4
	課長級	5		1			6
	グループリーダー	3			1		4
	企画員	1					1
	主任・主任主事・主任技師 ・主事・技師級	5			2		7
	計	15		3	3	1	22
公 安 職	警 視				3		3
	警部・警部補級				13		13
	巡査部長				3		3
	巡 査						
	計				19		19
海 事 職							
研 究 職	学 芸 員						
	研 究 員						
医療職(一)	医 師	5	1				6
医療職(二)	獣 医 師	6					6
医療職(三)							
任期付職員	医 師	1					1
合 計		27	1	3	22	1	54

C 公開選考試験実施結果（a又はbの一部）

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)					受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)					第2次試験受験者数	最終合格者数(D)					最終合格率(D)/(B)	最終倍率(B)/(D)	採用者数 <small>1123.6.1現在</small>	備考	
					大学卒	短大卒	高校卒	その他	計		大学卒	短大卒	高校卒	その他	計		大学卒	短大卒	高校卒	その他	計					
選 考 試 験	研究員 <small>(電子電気・応用物理、情報工学、機械金属技術)</small>	3	男女計	20 1 21	14 0 14			1 0 1	15 0 15	75.0% 0.0% 71.4%	7 0 7			1 0 1	8 0 8	8 0 8	3 0 3			3 0 3	20.0% 0.0% 20.0%	5.0 0.0 5.0	3 0 3	1次：6/27 ～6/28 2次：8/2		
	研究員 <small>(バイオ・生命工学)</small>	1	男女計	16 7 23	12 3 15				12 3 15	75.0% 42.9% 65.2%	6 3 6				6 3 6	6 1 6	1 0 1			1 0 1	8.3% 0.0% 6.7%	12.0 0.0 15.0	1 0 1	1次：6/27 ～6/28 2次：8/2		
	文化財研究員 <small>(日本中世史)</small>	1	男女計	23 13 36	17 7 24				17 7 24	73.9% 53.8% 66.7%	6 7 6				6 7 6	6 1 6	1 0 1			1 0 1	5.9% 0.0% 4.2%	17.0 0.0 24.0	1 0 1	1次：6/27 2次：8/8		
	文化財研究員 <small>(日本近世史)</small>	1	男女計	14 7 21	11 6 17				11 6 17	78.6% 85.7% 81.0%	3 3 6				3 3 6	3 3 6	1 0 1			1 0 1	9.1% 0.0% 5.9%	11.0 0.0 17.0	1 0 1	1次：6/27 2次：8/8		
	文化財研究員 <small>(保存科学)</small>	1	男女計	7 6 13	7 5 12				7 5 12	100.0% 83.3% 92.3%	3 5 3				3 5 3	3 3 3	1 0 1			1 0 1	14.3% 0.0% 8.3%	7.0 0.0 12.0	1 0 1	1次：6/27 2次：8/8		
	中山間研究員	1	男女計	13 1 14	12 1 13			1 1 1	13 1 14	100.0% 100.0% 100.0%	5 1 6				5 1 6	5 1 6	1 1 1			0 1 1	0.0% 100.0% 7.1%		1 1 1	1次：書類 2次：11/20		
	学芸員 <small>(日本近代洋画)</small>	1	男女計	3 12 15	1 4 5				1 4 5	33.3% 33.3% 33.3%	1 3 4				1 3 4	1 2 3	1 1 1			0 1 1	0.0% 25.0% 20.0%		4 4 5	1 1 1	1次：1/30 2次：2/27	
	獣医師	8	男女計	3 3 6	3 3 6				3 3 6	100.0% 100.0% 100.0%		第2次試験なし							2 3 5			2 3 5	66.7% 100.0% 83.3%	1.5 1.0 1.2	1 3 4	6/27～28実施

試験 種類	試験区分	採用予定 人員	性別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格 率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 H23.5.1現在	備考			
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		計	大学卒	短大卒	高校卒		その他	計	大学卒	短大卒					高校卒	その他	計
選 考 試 験	薬剤師	3	男女計	3 1 4	2 1 3				2 1 3	66.7% 100.0% 75.0%	第2次試験なし				2 1 3				2 1 3	100.0% 100.0% 100.0%	1.0 1.0 1.0	2 2 2	6/27~28実施		
	身体障がい者対象 (一般事務)	1	男女計	7 2 9	3 1 4		1 1 1	4 2 6	57.1% 100.0% 66.7%	第2次試験なし					1 1 1			0 1 1	0.0% 50.0% 16.7%	2.0 2.0 6.0	1 1 1	12/4実施			
	身体障がい者対象 (警察事務)	1	男女計	2 2 2			1 1 1	1 1 1	50.0% 50.0% 50.0%	第2次試験なし						1 1 1			100.0% 100.0% 100.0%	1.0 1.0 1.0	1 1 1	12/4実施			
	船舶乗組員 (航海)	1	男女計	4 4 4			1 1 1	2 3 3	75.0% 75.0% 75.0%	第2次試験なし								0 0 0	0.0% 0.0% 0.0%		0 0 0	12/5実施			
	船舶乗組員 (機関)	1	男女計	1 1 1			1 1 1	1 1 1	100.0% 100.0% 100.0%	第2次試験なし							1 1 1	100.0% 100.0% 100.0%	1.0 1.0 1.0	1 1 1	12/5実施				
	船舶乗組員 (司厨)	1	男女計	4 4 4		1 1 1		1 1 1	25.0% 25.0% 25.0%	第2次試験なし								0 0 0	0.0% 0.0% 0.0%		0 0 0	12/5実施			
	ヘリコプター整備士	1	男女計	2 2 2				2 2 2	100.0% 100.0% 100.0%	第2次試験なし							1 1 1	50.0% 50.0% 50.0%	2.0 2.0 2.0	1 1 1	12/5実施				
	看護師 (あさひ診療所)	2	男女計	3 3 3				3 3 3	100.0% 100.0% 100.0%	第2次試験なし							2 2 2	66.7% 66.7% 66.7%	1.5 1.5 1.5	2 2 2	8/29実施				
	合計	28	男女計	122 56 178	82 31 113	1 1 2	2 0 2	8 3 11	93 35 128	76.2% 62.5% 71.9%	31 7 38	0 0 0	0 0 0	1 0 1	32 7 39	32 6 38	11 6 17	0 1 1	1 0 1	2 9 23	15.1% 25.7% 18.0%	6.6 3.9 5.6	13 8 21		

試験種類	試験区分	採用予定 人員	性別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)					受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)					第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)					最終合格 率(D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 H23.5.1現在	試験日
					大学卒	短大卒	高校卒	その他	計		大学卒	短大卒	高校卒	その他	計		大学卒	短大卒	高校卒	その他	計				
選考試験 (病院局)	看護師 (免許有)	10	男女計	3 4 7	2 0 2	1 1 2	0 0 0	0 2 2	3 3 6	100.0% 75.0% 85.7%	第2次試験なし					2 0 2	1 1 2	0 0 0	0 2 2	3 3 6	100.0% 100.0% 100.0%	1.0 1.0 1.0	3 3 6	6/26	
	看護師 (A:免許有)	50	男女計	1 8 9	1 3 4	0 2 2	0 0 0	0 2 2	1 7 8	100.0% 87.5% 88.9%	第2次試験なし					1 3 4	0 2 2	0 0 0	0 2 2	1 7 8	100.0% 100.0% 100.0%	1.0 1.0 1.0	1 4 5	8/21~22	
	看護師 (B:免許無)		男女計	5 36 41	1 9 10	1 15 16	0 0 0	1 11 12	3 35 38	60.0% 97.2% 92.7%	第2次試験なし					1 9 10	1 15 16	0 0 0	1 10 11	3 34 37	100.0% 97.1% 97.4%	1.0 1.0 1.0	2 23 25		
	看護師 (随時)	(15)	男女計	0 1 1	0 0 1	0 1 1	0 0 0	0 0 0	0 1 1	100.0% 100.0% 100.0%	第2次試験なし					0 0 1	0 1 1	0 0 0	0 0 1	0 1 1	100.0% 100.0% 100.0%	1.0 1.0 1.0	0 1 1	10/2~3	
	看護師 (随時)		男女計	0 1 1	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 1 1	0 1 1	100.0% 100.0% 100.0%	第2次試験なし					0 0 1	0 0 1	0 0 0	0 1 1	0 1 1	100.0% 100.0% 100.0%	1.0 1.0 1.0	0 1 1	10/27	
	看護師 (随時)		男女計	0 4 4	0 0 1	0 1 1	0 0 0	0 3 3	4 4 4	100.0% 100.0% 100.0%	第2次試験なし					0 0 1	0 1 1	0 0 0	0 3 3	4 4 4	100.0% 100.0% 100.0%	1.0 1.0 1.0	0 4 4	12/4	
	看護師 (随時)		男女計	1 0 1	0 0 1	1 0 1	0 0 0	0 0 0	1 0 1	100.0% 100.0% 100.0%	第2次試験なし					0 0 1	0 0 1	0 0 0	0 0 0	1 1 1	100.0% 100.0% 100.0%	1.0 1.0 1.0	0 0 0	1/15	
	看護師 (随時)		男女計	0 1 1	0 0 1	0 1 1	0 0 0	0 0 0	0 1 1	100.0% 100.0% 100.0%	第2次試験なし					0 0 1	0 1 1	0 0 0	0 0 0	1 1 1	100.0% 100.0% 100.0%	1.0 1.0 1.0	0 1 1	1/31	
	助産師 (免許有)	2	男女計	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0			第2次試験なし					0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0				0 0 0	6/26	

試験種類	試験区分	採用予定 人員	性別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)					受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)					第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)					最終合格 率(D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 H23.5.1現在	試験日
					大学卒	短大卒	高校卒	その他	計		大学卒	短大卒	高校卒	その他	計		大学卒	短大卒	高校卒	その他	計				
選 考 試 験 （ 病 院 局 ）	助産師 (A:免許有)	7	男	0	0	0	0	0			第2次試験なし					0	0	0	0			0	8/21		
	女		0	0	0	0	0			第2次試験なし					0	0	0	0			0				
	助産師 (B:免許無)	7	男	0	0	0	0	0			第2次試験なし					0	0	0	0			0	4		
	女		6	0	6	0	0	6	100.0%	第2次試験なし					0	6	0	0	6	100.0%	1.0	4			
	助産師 (随時)	(3)	男	0	0	0	0	0			第2次試験なし					0	0	0	0			0	1/31		
	女	1	1	0	0	0	1	100.0%	第2次試験なし					1	0	0	0	1	100.0%	1.0	1				
	薬剤師 (随時)	(若干)	男	1	1	0	0	0	1	100.0%	第2次試験なし					1	0	0	0	1	100.0%	1.0	1	6/26	
	女	1	0	0	0	0	1	100.0%	第2次試験なし					0	0	0	0	1	100.0%	1.0	0				
	薬剤師	2	男	1	0	0	0	0	0	0.0%	第2次試験なし					0	0	0	0			0	8/21		
	女	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	第2次試験なし					0	0	0	0			0				
臨床検査技師	3	男	6	5	1	0	0	6	100.0%	第2次試験なし					0	0	0	0	0	0.0%		0	10/2~3		
女	9	6	0	0	1	7	77.8%	第2次試験なし					3	0	0	0	3	42.9%	2.3	3					
			計	15	11	1		1	13	86.7%						3				3	23.1%	4.3	3		
臨床検査技師	1	男	0	0	0	0	0			第2次試験なし					0	0	0	0			0	12/4			
女	1	0	1	0	0	1	100.0%	第2次試験なし					0	1	0	0	1	100.0%	1.0	1					
			計	1		1		1	100.0%						1				1	100.0%	1.0	1			
社会福祉士	1	男	4	4	0	0	0	4	100.0%	第2次試験なし					1	0	0	0	1	25.0%	4.0	0	10/2~3		
女	2	1	0	0	0	1	50.0%	第2次試験なし					0	0	0	0	0	0.0%		0					
			計	6	5			5	83.3%						1				1	20.0%	5.0	0			
臨床工学技士	1	男	0	0	0	0	0			第2次試験なし					0	0	0	0			0	10/2~3			
女	0	0	0	0	0	0			第2次試験なし					0	0	0	0			0					
			計	0											0						0				
臨床工学技士 (随時)	(1)	男	2	2	0	0	0	2	100.0%	第2次試験なし					1	0	0	0	1	50.0%	2.0	1	12/4		
女	1	1	0	0	0	1	100.0%	第2次試験なし					0	0	0	0	0	0.0%		0					
			計	3	3			3	100.0%						1				1	33.3%	3.0	1			
合計	75	男	24	16	4	0	1	21	87.5%							7	3	0	1	11	52.4%	1.9	8		
		女	75	21	28	0	20	69	92.0%							16	28	0	18	62	89.9%	1.1	46		
		計	99	37	32	0	21	90	90.9%							23	31	0	19	73	81.1%	1.2	54		

(イ) 昇任選考

a 級別昇任者数

給料表	部 局	知事部局	病 院 局	企業局、議会、 各委員会等	教 育 委 員 会	警 察 本 部	計
	級						
行 政 職	9	7人	1人	2人	人	人	10人
	8	19			1		20
	7	17	1	2	2	1	23
	6	70		5	10	1	86
	5	69	2	6	16	10	103
	4	104	3	8	16	10	141
	3	27	1	2	4	6	40
	2	32	2		8	10	52
	計	345	10	25	57	38	475
公 安 職	9					3	3
	8					6	6
	7					7	7
	6					27	27
	5					34	34
	4					32	32
	3						
	2						
	計					109	109
海 事 職	5				1		1
	4						
	3						
	2						
	計				1		1
研 究 職	5						
	4	1					1
	3	9			2		11
	2						
	計	10			2		12
医 療 職 (一)	4	1					1
	3	2	4				6
	2	2					2
	計	5	4				9
医 療 職 (二)	7						
	6	3	2				5
	5	2	5				7
	4	3	5				8
	3	3	5				8
	2	1	3				4
	計	12	20				32
医 療 職 (三)	7						
	6		3				3
	5		11				11
	4	1	22				23
	3		46			1	47
	2						
	計	1	82			1	84
合 計		373	116	25	60	148	722

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

ア 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は、平成22年10月18日、県議会及び知事に対し、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等に関する報告を行い、あわせて給与の改定について勧告した。その概要は次のとおりである。

(ア) 報告

a 職員給与の概況

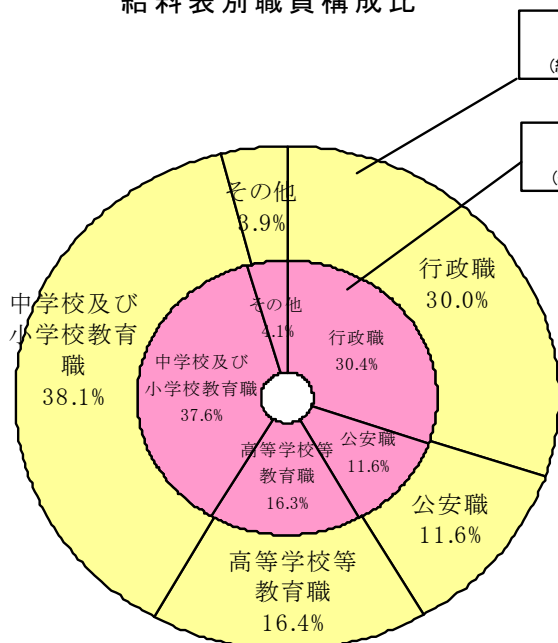
県職員の平成22年4月1日現在における給与等の実態は、次のとおりである。

給料表別職員数等

給料表	区分	職員数（構成比）		平均年齢		平均経験年数	
		平成22年 人	平成21年 人	平成22年 歳	平成21年 歳	平成22年 年	平成21年 年
行政職	職	3,782 (30.0%)	3,843 (30.4%)	44.3	44.3	22.7	22.8
公安職	職	1,458 (11.6%)	1,462 (11.6%)	40.0	40.2	19.0	19.2
海事職	職	46 (0.4%)	48 (0.4%)	41.8	40.6	21.8	20.7
研究職	職	245 (1.9%)	248 (2.0%)	42.8	43.1	19.8	20.1
医療職	(1)	38 (0.3%)	39 (0.3%)	42.9	43.0	17.2	17.4
医療職	(2)	100 (0.8%)	120 (0.9%)	44.6	43.7	21.4	20.9
医療職	(3)	64 (0.5%)	69 (0.5%)	43.4	44.1	20.9	21.7
高等学校等教育職		2,068 (16.4%)	2,066 (16.3%)	43.8	43.5	21.1	20.9
中学校及び小学校教育職		4,802 (38.1%)	4,753 (37.6%)	45.2	45.0	22.5	22.3
合 計		12,603 (100.0%)	12,648 (100.0%)	44.0	43.9	21.9	21.8

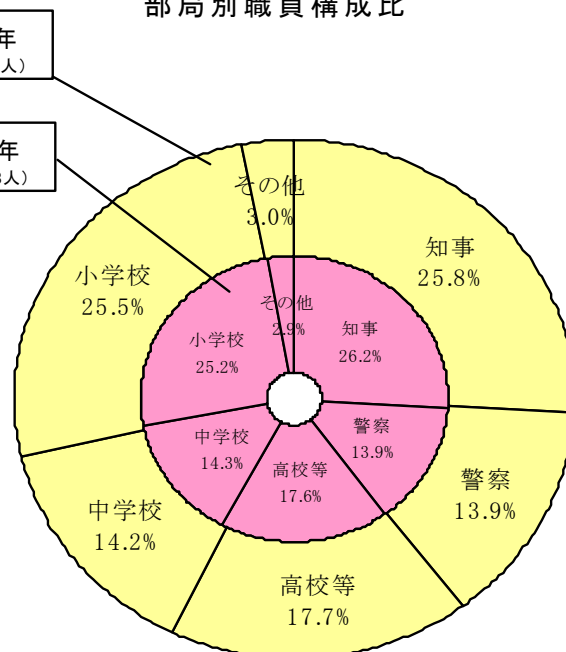
(注)構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100にならない場合がある。

給料表別職員構成比



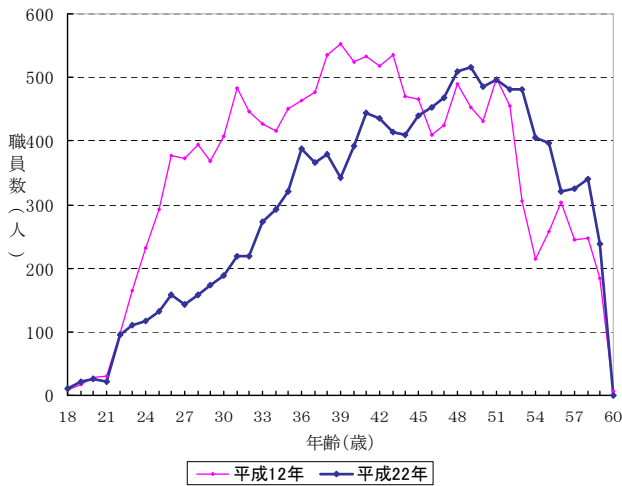
(参考資料第1表)

部局別職員構成比

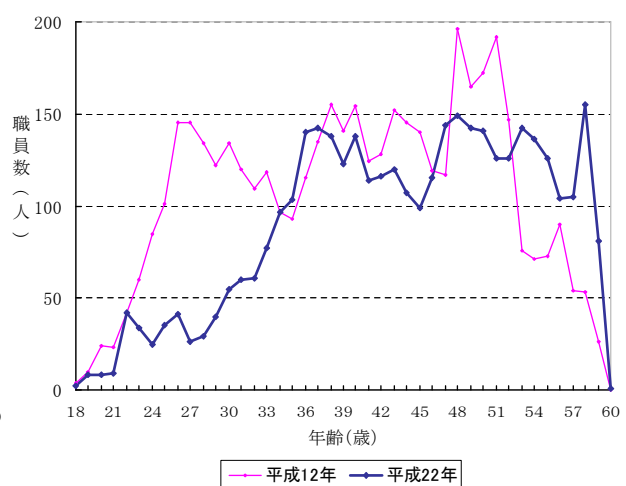


(参考資料第2表)

年齢別職員数（全職員）



年齢別職員数（行政職）



職員の平均給与月額の状態

項目	全職員		行政職の職員	
	平成22年	平成21年	平成22年	平成21年
給料	372,591	375,616	349,521	353,262
管理職手当	6,350	6,331	7,938	7,693
扶養手当	11,444	11,699	12,796	13,074
地域手当	432	422	604	599
住居手当	3,549	3,606	2,231	2,353
特勤勤務手当	4,610	4,650	3,351	3,434
その他	2,396	2,454	1,904	1,999
合計	401,372 (376,403)	404,778 (379,648)	378,345 (354,103)	382,414 (358,026)

- (注) 1 合計の欄の()は減額措置後の額である。
 2 給料には、給料の調整額及び教職調整額並びに切替に伴う差額を含む。
 3 特勤勤務手当の欄は、特勤勤務手当(準ずる手当を含む。)及びへき地手当(準ずる手当を含む。)の合計額である。
 4 その他は、初任給調整手当等である。

b 民間給与実態調査の概要

本年5月から6月にかけて、職員の給与等と比較検討するため、人事院と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内237の民間事業所のうちから層化無作為抽出法^(注)により抽出した126事業所を対象に「平成22年職種別民間給与実態調査」を実施し、うち121事業所の調査を完了した。

民間給与実態調査の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、96.0%と引き続き極めて高いものとなっている。

なお、調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種3,601人及び研究員、医師等職種1,069人について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況や、雇用調整の実施状況等についても調査を行った。

(a) 本年の給与改定等の状況

一般の従業員（係員）の給与改定状況をみると、ベースアップを実施した事業所の割合は16.7%（昨年17.2%）、ベースアップを中止した事業所の割合は33.8%（同35.7%）とともに昨年に比べて減少している。一方、ベースダウンを実施した事業所について、昨年は1.2%であったが、本年は該当がなかった。

また、一般の従業員について、定期昇給を実施した事業所の割合は82.8%（昨年65.5%）と増加し、定期昇給を停止した事業所の割合は1.4%（同15.1%）と減少している。昇給額が昨年に比べ増額となっている事業所の割合は38.7%（同26.0%）と増加しているのに対し、減額となっている事業所の割合は11.0%（同12.7%）と減少している。

民間における給与改定の状況

（単位：％）

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係員	16.7 (17.2)	33.8 (35.7)	0.0 (1.2)	49.5 (45.9)
課長級	14.8 (17.8)	29.7 (23.4)	1.4 (1.9)	54.1 (56.9)

- (注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を含む。
2 ()内の数字は、平成21年の割合である。

民間における定期昇給の実施状況

（単位：％）

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
		昨年に 比べ増額	昨年に 比べ減額	昨年と 変化なし			
係員	84.2 (80.6)	82.8 (65.5)	38.7 (26.0)	11.0 (12.7)	33.1 (26.8)	1.4 (15.1)	15.8 (19.4)
課長級	81.1 (67.5)	78.8 (54.6)	34.9 (22.7)	10.9 (12.1)	33.0 (19.8)	2.3 (12.9)	18.9 (32.5)

- (注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所は除く。
2 ()内の数字は、平成21年の割合である。

(b) 雇用調整の実施状況

平成22年1月以降の民間事業所における雇用調整の実施状況をみると、雇用調整を行った事業所の割合は43.1%と昨年（55.7%）に比べて減少しているものの、依然として高い水準となっている。

民間における雇用調整の実施状況

（単位：％）

項目	採用の 停止・抑制	転籍 出向	希望退 職者の 募集	正社員 の解雇	部門整 理・部門 間配転	委託・非 正規社員 へ転換	残業の 規制	一時帰休 ・休業	ワーク シェア リング	賃金 カット	計
実施 事業所 割合	21.9 (17.0)	1.5 (2.2)	4.5 (11.3)	1.8 (7.0)	4.4 (4.5)	1.5 (0.0)	16.7 (24.6)	16.7 (26.9)	0.0 (2.8)	10.0 (11.9)	43.1 (55.7)

- (注) 1 各項目は重複回答。計欄は各項目のうちいずれかの雇用調整を行った事業所の割合である。
2 ()内の数字は、平成21年の割合である。

c 物価及び生計費について

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ、全国で△1.2%、松江市で△0.7%とそれぞれ減少している。

また、勤労者世帯における消費支出（総務省「家計調査」）等を基礎として算定した本年4月の松江市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ184,950円、200,800円及び216,660円となっている。

d 都道府県職員の給与について

先に総務省が公表した平成21年4月1日現在の都道府県ラスパイレス指数（行政職）の平均は、98.7であった。

本県のラスパイレス指数は、特例条例による給与の減額措置の影響もあり93.1となっており、平成17年度以降は全国でも低い水準となっている。

都道府県のラスパイレス指数の分布状況

（平成21年4月1日現在）

指数分布区分	都道府県数
102以上	4
100以上102未満	16
98以上100未満	11
96以上 98未満	7
94以上 96未満	4
94未満	5
都道府県平均指数	98.7
島根県	93.1

備考 ラスパイレス指数：地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたもの

e 職員給与と民間給与との比較

(a) 月例給

職員給与と民間給与との比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては行政職給料表適用者、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者について行っている。

また、職員と民間企業従業員では、それぞれ年齢、学歴などの人員構成が異なっており、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではないため、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行っている。

本年4月分の給与額について、職員給与と民間給与を比較すると、民間給与370,200円に対して職員給与は減額措置前では380,965円であり、10,765円（2.83%）上回っているが、減額措置後では356,542円であり、逆に13,658円（3.83%）下回っている。

民間給与(A)	職員給与(B)		較 差
			A - B ((A-B)/B × 100)
370,200円	減額措置前	380,965円	△ 10,765円 (△2.83%)
	減額措置後	356,542円	13,658円 (3.83%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていないため、職員給与の額は1(1)の表「職員の平均給与月額状況」の額とは異なっている。

(b) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、所定内給与月額額の3.61月分に相当していた。これは、昨年(3.65月分)より減少しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(3.90月)を0.29月分下回っている。

なお、特例条例により、期末手当・勤勉手当も連動して減額されており、期末手当・勤勉手当の支給月数から特例条例による減額率分に相当する月数を減じた月数(3.67月分)と比べても、民間の支給割合が0.06月分下回っている。

職員の期末・勤勉手当と民間の特別給との差

民間の特別給(A)	職員の期末・勤勉手当(B)	差(A-B)
3.61月分	3.90月分 (3.67月分)	△0.29月分 (△0.06月分)

(注) ()内は、期末・勤勉手当の支給月数(3.90月)から、特例条例の減額率(3~10%)分に相当する月数を減じた場合の月数である。

f むすび

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

これらの調査結果等を基に、国及び他の都道府県の動向並びに特例条例による減額措置が行われていること等を踏まえ、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、職員の給与等について所要の措置を講ずる必要があると判断し、次のとおり報告する。

(a) 月例給について

本県の民間事業所の給与等の状況をみると、定期昇給が改善傾向にあるものの、ベースアップを中止した事業所の割合や、賃金カット等の雇用調整の実施状況については依然として高い水準にとどまっている。このような状況の中で、本年4月分の職員給与と民間給与を比較したところ、減額措置前では職員給与が民間給与を上回っており(2.83%)、昨年(2.83%)と同じ較差率となった。

このように、昨年の給料月額額の減額改定及び切替に伴う差額の減少により職員の給料水準が段階的に引き下げられているにもかかわらず、依然として県内の民間給与が減額措置前の職員給与を下回り、その較差が縮小しておらず調整を要する状況となっている。

一方、国は、俸給表(医療職俸給表(一)、任期付研究員俸給表(若手育成型)及び若年層等の職員が受ける号俸を除く。)の引下げ改定とともに、50歳台後半層の職員の給与の抑制措置を併せて行うこととしている。具体的には、国は定年延長に伴う給与制度の見直しの中で、50歳台後半層を中心とする50歳台の給与の在り方について必要な見直しのための検討を行うこととしており、当面の措置として50歳台後半層の職員の俸給等及び俸給の特別調整額について一定率を乗じた額を減ずることとした。

このような状況を踏まえ、職員の月例給については一定の引下げを行う必要があると判断した。引下げを行うに当たっては、本県職員について特例条例による給与の減額措置が継続中であり、減額措置後の職員給与が民間給与を下回っている中で、公務への有能な人材の確保や職員の士気の確保の観点等を引き続き考慮する必要がある。

また、人事院は俸給表の引下げ改定に併せ、50歳台後半層の職員^(注1)を対象とした給与の抑制措置を給与制度の見直しを念頭に置いて勧告している。

以上を総合的に勘案して人事院勧告に準じた給料表の引下げ改定及び当該給与の抑制措置を行うこととする。

なお、給料月額について上記の改定及び措置を行うことから、切替に伴う差額の算定基礎となる

額についても人事院勧告の内容を考慮して引き下げることとする。

また、高等学校等教育職給料表並びに中学校及び小学校教育職給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に、給料月額及び切替に伴う差額の算定基礎となる額の引下げ改定並びに50歳台後半層の職員の給与の抑制措置を行うこととする。^(注2)

50歳台後半層の職員の給与の抑制措置の適用を受ける職員に支給する農林漁業普及指導手当及びへき地手当（これに準ずる手当を含む。）についても、当該給与の抑制措置と同様の措置を講ずることとする。

(注1) 行政職俸給表(一) 5級及びこれに相当する職務の級以下の職員、医療職俸給表(一) 適用職員、指定職俸給表適用職員、再任用職員、任期付研究員並びに特定任期付職員を除く。

(注2) 国は、平成16年4月の国立大学の法人化に伴い、本県の高等学校等教育職給料表並びに中学校及び小学校教育職給料表に相当する俸給表を廃止しているため、当該俸給表にかかる勧告を行っていない。

(b) 期末手当・勤勉手当について

前記のとおり、民間の特別給の支給割合(3.61月分)は昨年(3.65月分)と比べて減少(△0.04月分)している。このため職員の期末手当・勤勉手当の支給月数(3.90月分)は民間の支給割合を0.29月分上回っている。

また、特例条例による減額措置により実際に支給されている期末手当・勤勉手当の支給相当月数(3.67月分)で比較した場合においても、民間の特別給の支給割合を0.06月分上回っていることが認められた。

一方、国は、期末手当・勤勉手当の年間の支給月数を3.95月分とすることとしている。

本委員会は、職員の士気の高揚や有能な人材確保の観点から、国や他の都道府県の職員の状況を考慮し、一定の水準を確保しつつも、広く県民の理解を得るために地域の民間事業所における支給実態をより反映したものとする必要があると考えている。

以上の点を総合的に勘案し、本年の期末手当・勤勉手当については、0.05月分引き下げ3.85月分とすることが適当であると判断した。

なお、引下げに当たっては12月期の期末手当を0.05月分引き下げることとする。

また、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても同様に支給月数を引き下げることとする。

(c) 高等学校及び特別支援学校に設置される主幹教諭について

学校教育法が改正され、平成20年4月1日より学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等に新たな職として副校長、主幹教諭、指導教諭^(注)を置くことができることとなった。

(注) 各職の職務内容

- ・副校長：校長を助け、命を受けて校務をつかさどる
- ・主幹教諭：校長等を助け、命を受けて校務の一部を整理するとともに、児童生徒の教育等をつかさどる
- ・指導教諭：児童生徒の教育をつかさどるとともに、他の教諭等に対して、教育指導の改善・充実のために必要な指導・助言を行う

本県においては平成21年4月より小・中学校に主幹教諭が設置されたところであるが、今般、平成23年度より高等学校及び特別支援学校に主幹教諭を設置する方針が決定されたところである。

この方針決定を受け、本委員会として主幹教諭の処遇を検討した結果、小・中学と同様に以下のとおりとすることが適当であると判断した。

i 主幹教諭の給料表

職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づき、給料表に定める職務の級に分類することとされており、現在の4級制の高等学校等教育職給料表のうち、教諭は2級、教頭は3級

に分類されている。

高等学校及び特別支援学校に新たに設置される主幹教諭の職務については、その職責等が現在の教諭、教頭のいずれとも異なることから、現行の2級と3級の間に新たな級（特2級）を設けることとする。

ii 主幹教諭の諸手当等

主幹教諭については、教職調整額を支給することとし、管理職手当は支給しない。

また、期末手当・勤勉手当における役職段階別加算の割合については、100分の10とする。

(注) 教育職員には時間外勤務手当は支給されず、校長及び教頭には管理職手当が、職務の級が1級又は2級の教諭等には教職調整額（給料月額4%）が支給されている。

また、期末手当・勤勉手当の基礎となる額については、職の職制上の段階、職務の級等に応じ、校長及び教頭については給料月額の10～20%が、教諭については給料の月額の0～10%が、それぞれ加算（役職段階別加算）されている。

(d) その他の手当等について

i 時間外勤務手当

月60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合については、労働基準法の改正に伴い、本年4月より引上げを行ったところである。国においては、民間の実態を踏まえ、月60時間の超過勤務時間の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間を含めることとした。本県においても、県内民間事業所の実態を踏まえ、人事院勧告に準じて平成23年度から月60時間の時間外勤務時間の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日を含めることとする。

ii 特地勤務手当等

平成22年4月に国家公務員の特地公署等及び小・中学校等教職員のへき地学校等の見直しが実施されたところであるが、本県においても国の特地公署等及びへき地学校等との均衡を考慮し、特地公署及び準特地公署の見直しを行う必要がある。

iii 初任給調整手当

家畜伝染病発生時の対応等、獣医師の役割がより重要となる中、本県においては獣医師の採用者数が採用予定者数を下回る状況が続いている。現在、本県の獣医師のうち半数近くが50歳台であることから、このような状況が続いた場合、今後の獣医師の退職により必要な獣医師数の確保が困難になることが考えられる。このことから、本県における獣医師の確保を図るため、獣医師に支給する初任給調整手当を改善する必要がある。

iv 特殊勤務手当

特殊勤務手当については、状況の変化等に応じて定期的に見直しを行ってきたところであるが、昨今の社会情勢の変動や業務内容の変化等を踏まえ、手当の対象となる業務を精選し、実績や業務の特殊性をより反映した支給内容となるよう見直しを行う必要がある。

v 教育職員の給与等

本年度の文部科学省予算においては、義務教育等教員特別手当及び給料の調整額の縮減が予定されているところであるが、本県における教員給与については、職務や実績に見合った教育職員の処遇を行うという観点から、国や他の都道府県の動向を踏まえ、適時適切に見直しを行っていく必要がある。

(e) 改定の実施時期等について

今回の給与改定は、職員の給与水準を引き下げる内容の改定であることから、この改定を実施するための条例の規定は遡及することなく施行日からの適用とする。

また、減額改定に伴う日割計算などの事務の複雑化を避けるため、この改定は、公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

なお、現在職員給与について特例条例による減額措置が行われており、実際の職員給与の支給水準が民間給与を下回っていること等を考慮し、今回の改定に伴う給与の年間調整については行わないこととする。

(f) 人事管理上の課題について

i 人材の確保・育成

社会経済情勢がめまぐるしく変化する中で、県の果たすべき役割はこれまで以上に大きくなっており、複雑・高度化する行政課題に対応した質の高い行政運営を進めなければならない。そのためには、高い気概、使命感、倫理観を持った優秀な人材や高度な専門的知識や民間企業等の経験を有する多様な人材の確保が必要不可欠である。

このため、職員採用に当たっては、細やかな知識の検証よりも論理的な思考力・応用能力の検証や人物面をより重視していく必要がある。

また、採用試験における応募者数については、採用予定者数に比して受験者数が増加せず、受験年齢人口の減少、民間企業志向等により依然減少傾向にあり、人材確保上厳しい状況が続いている。

今年度の採用試験の実施に当たっては、年齢要件等の緩和やより人物重視の試験とするための制度見直しを行った。また、民間企業経験者等を対象とする経験者採用試験を7年ぶりに行うことにしている。

引き続き優秀かつ多様な人材を確保するために、このような見直し等の効果を検証した上で、試験制度の一層の見直し・改善に取り組む必要がある。

さらに、近年の職員採用の抑制に伴い、他の年齢層に比べて30歳台前半以下の層が少ない状況にあることから、将来の適正な組織運営に支障を来すことがないように、より一層の計画的・安定的な人材確保が必要である。

一方、大幅な人員削減への取組みが行われている状況にあつて、複雑・高度化する行政課題に的確に対応し、県民の期待と信頼に十分応えていくためには、これまで以上に職員一人ひとりの意識改革と資質向上を図ることが必要である。

このため、「島根県人材育成基本方針」に基づき、職員が各職場で求められている具体的能力を把握し、自律的にその能力開発を行うための支援や職員同士で刺激やサポートし合う育て・育てられる学習的な職場づくりなどを一層進めていく必要がある。

また、ますます高度専門化する行政ニーズに対応するためには、行政職の職員などの専門性を高めることも必要である。これまでも、このような観点から特定分野に精通した職員の育成が行われているが、今後も、人事異動ローテーションや研修の充実などにより、幅広い視野を持ちつつ専門的な知識や技術を身につけた職員の計画的な育成に努める必要がある。

ii 能力・実績に基づく人事管理

時代の変化に的確に対応し、県民の負託に応えていくためには、職員の公務に対する意欲と能力を高め、組織の活性化と公務能率の向上を図ることが重要であり、そのためには、能力・実績に基づく人事管理を一層推進する必要がある。

国は、昨年4月に新たな人事評価制度を施行して、人事評価の結果を任免、給与及び人材育成に活用するなど、能力・実績に基づく人事管理を進めている。

本委員会でも、これまで、人事評価制度は職員の能力を的確に評価し、その結果を処遇に反映できるものでなければならない旨言及してきたところである。

本県は、昨年10月から、それまでの管理職に加えて一般職員についても人事評価制度を本格

実施するなど、人事評価制度の整備を図っているが、管理職以外の一般行政職員及び教育職員については、評価結果を処遇に反映する仕組みとなっていない。

評価結果を処遇に反映するに当たっては、職員の勤務成績がより一層、客観的かつ公正に評価されることが重要である。今後、実効性のある人事評価制度の確立に向けた取組みを進める必要がある。

iii 女性職員の登用

男女共同参画社会の実現の観点はもとより、多様化する県民ニーズへの幅広い対応の観点からも、女性職員の果たす役割はますます重要となっている。

しかし、管理職に占める女性の割合（病院職員・教育職員・警察職員を除く。）は、平成 19 年度の 2.6%が平成 22 年度には 5.2%となるなど、年々向上はしているものの依然低い状況にある。また、平成 22 年度における各年齢層に占める女性職員の割合は、50 歳台が 10.1%、40 歳台が 17.5%、30 歳台が 29.9%、20 歳台が 35.9%と若年層になるほど高くなっている。

このため、女性職員が多様な経験を積めるように職域を拡大するなど、計画的な人材養成をこれまで以上に進めるとともに、女性職員の管理職への積極的登用に引き続き取り組んでいく必要がある。

さらに、女性職員は家事や育児等家庭生活における負担が大きいことから、女性職員の登用を進めるには、仕事と家庭生活を両立しやすい職場環境づくりを一層推進する必要がある。

iv 両立支援の推進

職員が、家庭生活、地域活動、自己啓発など自らの生活と職業生活を調和させ、生き生きと意欲的に仕事に臨むことができる環境を整備するワーク・ライフ・バランスの推進は、少子高齢化に対応しつつ、優秀な人材を確保し、質の高い行政を安定的・継続的に展開していく上で非常に重要である。中でも、仕事と育児・介護の両立に向けた支援は大きな課題である。

本県は、これまでも育児・介護のための休暇や育児休業等の両立支援の制度を整備してきており、本年 6 月には、育児休業制度の拡充、子の看護休暇の取得日数の拡充、短期の介護休暇の新設等を行ったところである。

任命権者は、本年 3 月に、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間の計画期間とする「子育てしやすい職場づくり推進計画（特定事業主行動計画）」の後期計画を策定した。この計画に基づき、職員の仕事と子育ての両立を支援するための環境の整備に向けた取組みをより一層推進する必要がある。

とりわけ、男性職員の育児休業等の取得促進は、男性の子育て参加の最初の重要な契機となるとともに、女性の仕事と子育ての両立の負担を軽減するための取組みとして、最も重要である。

計画において、任命権者は男性職員の育児休業等取得率の数値目標を 50 パーセントと設定した。（男性の育児参加のための休暇、育児時間休暇、育児部分休業及び育児短時間勤務を含む。）計画を策定する際に実施したアンケートによれば、多くの男性職員は、環境さえ整えば育児休業等を取得したいと考えていることが明らかになっている。

このことから、管理監督者は両立支援の必要性や、両立支援制度の内容を十分に理解したうえで、対象職員に対する個別の制度説明や、休暇・休業期間中の職場の業務遂行体制を見直す等、男性職員が育児休業等を取得しやすい職場環境づくりをさらに進めていくことが重要である。

v 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減は、職員の健康保持、仕事と生活の調和及び公務能率の確保を図る上での重要な課題であることから、本委員会でも毎年言及しているところである。

任命権者も、時間外勤務の縮減を重要な課題と位置づけて、縮減目標時間の設定、ノー残業デーの設定等の様々な取組みを継続的に行っている。

一人当たりの時間外勤務実績は、近年ほぼ横ばいの状態であったものが、昨年度は、緊急経済対策や新型インフルエンザ対応等の影響もあり増加に転じたところである。

時間外勤務は、職員の心身の健康の保持にも影響を与え、最終的には 県民サービスにも影響を与える可能性があることから、今後もより一層の時間外勤務縮減に取り組む必要がある。

このため、管理監督者は、職員それぞれの在庁時間、業務負荷の実態や、休暇取得の状況等を常に適切に把握し、効率的な業務運営を図る必要がある。

また、職員一人ひとりにおいても計画的に仕事を進め、効率よく日々の業務を遂行していく必要がある。

vi メンタルヘルス対策

メンタルヘルス対策は、職員が高い士気を持って能力を十分に発揮し、質の高い行政サービスを提供するために、また、職員個人や家族の充実した生活を確保するために、極めて重要な課題である。このことから、本委員会では、取組みの必要性について従来から言及してきたところである。

任命権者は、研修の受講機会の拡大、専門医師・臨床心理士によるストレスカウンセリング等の予防対策や、療養後の職場復帰支援事業等の様々な取組みを継続的に行っている。本委員会の調査によれば、病気休職者等のうち精神疾患を原因とする者の数は、一昨年、昨年と減少している。

一方、行政課題の複雑化・高度化により職務の困難性が増す中、様々な要因によりストレスは増大する傾向にあることから、これまで以上に職場単位での対策も必要となっている。

管理監督者は、自らがメンタルヘルス対策の中心的な立場であることを自覚し、職員の日々の勤務状況・健康状態の把握や、所属職員が気軽に相談できる雰囲気をつくる等、きめ細かい対策を行い、実効性あるものにすることが重要である。

また、職員一人ひとりにおいても、お互い常にコミュニケーションを図りながら助け合い、何でも相談できる職場環境づくりを心がけることが必要である。

vii 高齢期の雇用問題

公的年金の支給開始年齢の引上げに伴い、雇用と年金の連携を図ることは喫緊の課題となっている。

人事院は、年金支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から、定年年齢を段階的に65歳まで延長することが適当であるとし、定年延長を行う上での高齢期における雇用の考え方を示した上で、定年延長に向けた制度見直しの骨格を示した。この骨格を基に今後さらに検討を進め、本年中を目途に具体的な立法措置のための意見の申出を行うことにしている。

本県も、このような国の動向を注視しながら、高齢期における給与制度の見直しや加齢に伴い就労が厳しくなる職務に従事する職員の取扱いなど、高齢期の雇用に伴う具体的な課題について検討を進める必要がある。

(g) 勧告実施の要請について

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されている公務員の適正な処遇を確保するため、情勢適応の原則に基づき、公務員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させるためのものとして、県民の理解と支持を得て定着し、行政運営の安定に寄与してきている。

現在、危機的な状況にある県財政の下、個々の職員は、限られた予算と人員の中で最大限の効果を発揮できるよう、複雑・多様化する業務に対し、強い使命感をもって立ち向かっていくことが求められており、給与をはじめとする職員の勤務条件は、そのような職員の努力や成果に的確に報いるものでなければならない。

一方、現在行われている特例条例による給与の減額措置は、県財政が極めて厳しい状況下での

やむを得ない措置であるとはいえ、職員の生活や士気に与える影響が極めて大きく、可能な限り早期に本来あるべき給与水準が確保されることを期待するものである。

県議会及び知事におかれては、この報告並びに勧告に深い理解を示され、適切な対応をいただくよう要請する。

(イ) 勧告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

a 職員の給与に関する条例、県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の改正

(a) 給料表

現行の給料表（医療職給料表(1)を除く。）を別記第1のとおり改定すること。

(b) 55歳を超える職員（高等学校及び特別支援学校の教育職員並びに市町村立学校の教職員を含む。以下同じ。）の給料月額減額支給等について

- i 当分の間、55歳を超える職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員でその職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以下であるもの、医療職給料表(1)の適用を受ける職員、再任用職員、第1号任期付研究員、第2号任期付研究員及び特定任期付職員を除く。）に対する給料月額の支給に当たっては、当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員の給料月額から、当該給料月額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額（その額を当該給料月額から減じた額が当該職員の属する職務の級の最低の号給の給料月額に達しない場合にあっては、当該給料月額を当該職員の給料月額から減じた額）を減ずること。
- ii iの適用を受ける職員に対する地域手当の支給に当たっては、その者の地域手当の月額から、iにより減ずる額に相当する額に地域手当の支給割合を乗じて得た額を減ずること。農林漁業普及指導手当の支給に当たっても、同様とすること。
- iii iの適用を受ける職員に係る勤務1時間当たりの給与額の算出並びに当該職員に対する期末手当、勤勉手当及び退職者の給与の支給に当たっては、i及びiiに準ずること。

給料表	職務の級
行政職給料表	5級
公安職給料表	6級
海事職給料表	4級
研究職給料表	3級
医療職給料表(2)	5級
医療職給料表(3)	5級
高等学校等教育職給料表	3級
中学校及び小学校教育職給料表	3級

(c) 期末手当について

12月に支給される期末手当の支給割合を1.35月分（特定管理職員にあっては、1.15月分）とすること。

b 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(a) 給料表

現行の第1号任期付研究員に適用される給料表を別記第2のとおり改定すること。

(b) 期末手当について

12月に支給される期末手当の支給割合を1.55月分とすること。

c 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(a) 給料表

現行の特定任期付職員に適用される給料表を別記第3のとおり改定すること。

(b) 特定任期付職員の期末手当について

12月に支給される期末手当の支給割合を1.55月分とすること。

d 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第76号）、県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第77号）及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第78号）の改正

平成18年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の給料月額が、同日において受けていた給料月額（この改定の実施の日において次に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則等で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額（aの（b）の適用を受ける職員にあつては、当該額から、当該額にaの（b）のiに定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額）を給料として支給すること。

(a) 平成21年12月1日において現行の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第76号）附則第8項に掲げる職員（同日において職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ同項の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであつたもの、医療職給料表(1)の適用を受けていた職員、第2号任期付研究員であつた職員又は第1号任期付研究員若しくは特定任期付職員でその号給が1号給であつたものを除く。）、県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第77号）附則第8項に掲げる教育職員（同日において教育職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ同項の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであつたものを除く。）及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第78号）附則第7項に掲げる教職員（同日において教職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ同項の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであつたものを除く。）であつた者（（b）において「（a）に掲げる職員」という。） 100分の99.66

(b) （a）に掲げる職員以外の職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び第2号任期付研究員を除く。） 100分の99.83

e 高等学校及び特別支援学校への主幹教諭の設置に伴う関係条例の改正

(a) 県立学校の教育職員の給与に関する条例の改正

i 給料表について

a の (a) による改定後の高等学校等教育職給料表を別記第 4 のとおり改定すること。
この給料表への切替えは、別記第 5 の切替要領によること。

ii 級別職務分類基準表について

現行の高等学校等教育職給料表級別職務分類基準表を別記第 6 のとおり改定すること。

(b) 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の改正
主幹教諭を教職調整額の支給対象職員とすること。

f 改定の実施時期等

(a) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。

ただし、オについては、平成23年4月1日から実施すること。

(b) 改定に伴う所要の措置

この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

(別記第 1、第 2、第 3、第 4、第 5 及び第 6 省略)

(3) 勤務条件に関する要求の状況

平成22年度中において措置要求はなかった。

また、前年度から係属中の3件の事案については、いずれも却下した。

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成22年度中において不服申立はなかった。

また、前年度から係属中の2件の事案については、1件を棄却、1件を却下した。